

平成 30 年度個人情報保護委員会調達改善計画の上半期自己評価（概要）

（対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～9 月 30 日）

平成 30 年 11 月 16 日

個人情報保護委員会

第 1 一者応札の改善

平成 30 年度上半期は、以下のチェックプロセスを実施。

①入札説明会等に参加したが、応札しなかった者からの意見聴取。

→ 一者応札であった 5 事業を対象に実施。

【意見聴取により判明した課題】

- ①調達数が小規模及び要件が厳格であるため、利益と経費の関係で応札困難。
- ②社内の体制から仕様書にて求めるサービスの提供等を行うことが困難。
- ③調達仕様に対して自社の製品を提供することが困難。



【今後の対応方針】

- ①仕様書の要件緩和及び参加資格の等級の拡大等、応札可能事業者の拡大策の検討を行う。
- ②専門的知見を要する事業等について、再委託先等の検討に十分な期間を確保するための公示期間の延長を行う。
- ③競争入札の有効性等を慎重に検討し、入札可能性調査の上、随意契約として条件・価格等に関する交渉を実施する。
等、より一層、一者応札の改善に努める。

②競争入札の有効性等を慎重に検討し、条件及び価格等に関する交渉を実施し随意契約化。

→ 当委員会において外注により開発を行い、現に運用等を行っているシステム運用 2 事業を対象に入札可能性調査を実施。

【取組みの効果】

①マイナンバー保護評価システムの運用及び保守業務

契約締結に当たり価格交渉を 5 回実施し、当初提示額より 4,744,504 円引き下げた金額（当初比 16.4%減）にて契約。

②オプトアウト届出受付・公表システム運用保守業務

契約締結に当たり価格交渉を 2 回実施し、当初提示額より 1,452,600 円引き下げた金額（当初比 34.6%減）にて契約。

第2 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約 14 事業（公募事業 4 件を含む。）について、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施。

第3 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化

平成 30 年度上半期は、以下のチェックプロセスを実施。

①一者応札に対する事後チェック

→ 一者応札であった 5 事業を対象として開札後において、セルフチェックリストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施。

②個人情報保護委員会入札等監視委員会による審査

→ 平成 29 年度事業の契約状況に対し、有識者より意見聴取を実施。

第4 その他の取組

①前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施。

②契約状況について、外部有識者からの意見を聴取。

以上

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
調達事務に係る研修の実施等 ・年度内に1回程度、委員会の各班調達事務担当者向けに調達研修を実施する。 ・調達事務に係るマニュアルを作成し、業務の標準化を図る。	継続	-	財務省が行う会計研修に会計担当職員を1名派遣中。	委員会事務局職員における会計業務に関する理解促進を図るため、会計研修を1回実施。
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うために設置している入札等監視委員会において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続	-	入札等監視委員会の外部有識者から意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	-
汎用的な物品・役務における共同調達等 ・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続	-	前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施。	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成30年4月1日～平成30年9月30日)

外部有識者の氏名【政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合(兼入札等監視委員会) 赤羽 貴座長】 意見聴取日【平成30年7月10日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成29年度個人情報保護委員会調達改善計画年度末自己評価の結果について</p>	<p>○一者応札となっている案件については、要因を分析し、資格要件の緩和や入札可能性調査の実施といった対策を講じるべきである。 ただし、システムの保守等の契約は、事実上担当できる業者が限定される。このような案件は、競争入札の有効性等を慎重に検討したうえで、随意契約に切り替え、条件や価格を交渉した方が有益な場合もあり、保護評価システムについて、競争入札から随意契約に切り替え、価格交渉により契約額の引き下げを実現させたことは評価。</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、引き続き適正な調達等を実施する。</p>